



秋田県公報

目 次

ページ

告示

行政文書の公開の実施状況の公表(六五七・情報公開課)……………1

秋田県個人情報保護条例の運用状況の公表(六五八・情報公開課)……………2

道路の供用開始(六五九・道路環境課)……………4

河川区域の変更による廃川敷地等(六六〇・河川課)……………4

開発行為に関する工事の完了(六六一・秋田地域振興局建設部)……………4

建築基準法による道路位置の指定(六六二・平鹿地域振興局建設部)……………5

公告

県営土地改良事業の換地処分(秋田地域振興局農林部)……………5

市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(秋田地域振興局農林部)……………5

物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件……………5

告 示

秋田県告示第六百五十七号
 秋田県情報公開条例(昭和六十二年秋田県条例第三号)第三十二条の規定により、平成十四年度における行政文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。
 平成十五年八月二十二日

一 行政文書の公開請求件数及び公開に関する決定の状況
 秋田県知事 寺 田 典 城

実施機関名	請求件数	公 開	部分公開	非公開
		決定の状況(件数)		

地方労働委員会	警察本部長	公安委員会	監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	教育委員会	議 会	知 事								
								小 計	出 納 局	建設交通部	産業経済労働部	農林水産部	生活環境文化部	健康福祉部	企画振興部	総務部
五	二五〇	〇	二二五	七七	五六	一、〇二六	一七六	一四、五八四	二二九	一〇七	三一	九六	三九	三、八八九	九、七八九	四一四
三	一五四	〇	一二八	一	五四	五一九	一五二	四、四六四	四八	七二	一五	九二	三七	三、七三九	二、三三二	二二九
二	五〇	〇	八七	五九	〇	四九九	二四	一〇、〇五五	一七一	三四	一五	三	一	一三八	九、五五三	一四〇
〇	四六	〇	〇	一七	二	八	〇	六五	〇	一	一	一	一	一二	四	四五

収用委員会	○
海区漁業調整委員会	○
内水面漁場管理委員会	○
公営企業管理者	○

諮問番号	異議申立て年月日	件名	秋田県情報公開審査会	
			諮問年月日	答申年月日
六九	平成一四・七・八	平成一三年度各競技団体強化費決算書の不存在を理由とする非公開決定に対する異議申立て	平成一四・七・一九	平成一五・三・一一
七〇	平成一四・七・二六	精神障害者等の診察について(伺い)他五件の部分公開決定に対する異議申立て	平成一四・八・三〇	審査中
七一	平成一四・八・九	国有保安林の指定解除に関する部分公開決定に対する異議申立て	平成一四・九・九	審査中

計	一六、三八九	五、四七五	一〇、七七六	一三八
---	--------	-------	--------	-----

二 不服申立ての状況
 実施機関の決定について、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定に基づき不服申立てがあったものは、次のとおりである。

秋田県告示第六百五十八号

秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第百三十八号)第五十条の規定により、平成十四年度における運用状況を次のとおり公表する。

平成十五年八月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 文書による開示請求件数及び開示に関する決定の状況

企画振興部	総務部	実施機関名	請求件数	決定の状況(件数)		
				開示	部分開示	非開示
一	〇			〇	〇	一

計	公営企業管理者	内水面漁場管理委員会	海区漁業調整委員会	収用委員会	地方労働委員会	監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	教育委員会	議会	知事						
											小計	出納局	建設交通部	労働部	産業経済部	農林水産部	生活環境部
八	○	○	○	○	○	○	三	○	三	○	二	○	○	○	○	○	—
六	○	○	○	○	○	○	三	○	二	○	—	○	○	○	○	○	—
—	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○

地方労働委員会	監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	教育委員会	議会	知事										実施機関名	請求件数	決定の状況(件数)		
						小計	出納局	建設交通部	労働部	産業経済部	農林水産部	生活環境部	健康福祉部	企画振興部	総務部			開示	部分開示	非開示
○	○	一六〇	○	二、八六八	○	八一	○	六	九	二	○	四八	七	九						
○	○	一六〇	○	二、八六八	○	八一	○	六	九	二	○	四八	七	九						
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						

二 口頭による開示請求件数及び開示に関する決定の状況

収用委員会	○	○	○	○
海区漁業調整委員会	○	○	○	○
内水面漁場管理委員会	○	○	○	○
公営企業管理者	○	○	○	○
計	三、一〇九	三、一〇九	○	○

三 訂正の請求及び是正の申出の状況
 実施機関が保有する個人情報情報の取扱いに関する訂正請求及び是正の申出はなかった。

四 事業者に対する指導状況
 事業者に対する指導及び助言は一件あった。説明又は資料の提出の要求は一件あった。是正勧告及び事実の公表はなかった。

五 不服申立ての状況
 実施機関の決定について、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定に基づく不服申立てはなかった。

秋田県告示第六百五十九号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十五年八月二十二日

一 供用開始の区間
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
県道	雄勝湯沢線	湯沢市字川原田五九番五から字土生原四六番地先まで	

二 供用開始の期日 平成十五年八月二十五日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年八月二十二日から同年九月四日まで

秋田県告示第六百六十号
 河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。
 平成十五年八月二十二日
 秋田県知事 寺田典城

- 一 河川の名称 一級河川 窪堰川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十五年七月二十四日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
仙北郡太田町駒場字柳持百九番五	土 地	一一〇・八八平方メートル

四 その他
 関係図面は、建設交通部河川課及び仙北地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

河川法施行法（昭和三十九年法律第六十八号）第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第六百六十一号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十五年五月二十三日付け指令秋建 三 十六号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十五年八月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 南秋田郡五城目町富津内下山内字下川原十七番地の一
 加藤商事株式会社 代表取締役 加藤 政光
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 南秋田郡五城目町字七倉四十九番三、五十一番、六十六番、百六十一番、百六十

三番一、百六十四番一、四十九番一、四十九番二、四十九番六、四十九番七、四十九番八、五十二番、五十三番一、五十三番二及び四十九番十二

秋田県告示第六百六十二号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道

路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
横手市大屋新町字中野三百二十六番地四 山中不動産 山 中 新 一	横手市大屋新町字牛首戸百八十五番の内、百八十六番の内、百八十八番の内	七二・二〇メートル	五・六〇（六・〇〇メートル	平成十五年八月十三日

公 告

平成十五年八月十二日県営土地改良事業（グミノ・川原田地区ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、河辺町からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年八月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（下田表地区県単小規模土地改良事業（かんがい排水））計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（三内沢地区県単小規模土地改良事業（かんがい排水））計画書及び条例の写し
- 三 縦覧期間 平成十五年八月二十五日から平成十五年九月二十二日まで
- 三 縦覧場所 河辺町役場

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - (二) 原子吸光分光分析装置 一式
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 納入期限
 - (六) 平成十五年十二月十二日（金）
 - (七) 納入場所
 - (八) 秋田県工業技術センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (四) 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）
 - (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年八月二十二日(金)から同年九月一日(月)までの期間、随時交付する。

入札執行の日時及び場所

平成十五年九月八日(月)午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

低温灰化装置 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年十二月十二日(金)

(四) 納入場所

秋田県工業技術センター

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年八月二十二日(金)から同年九月一日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年九月八日(月)午後一時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄